

平成30年第1回定例会（2月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 追加提案分 ——

平成30年3月8日

健康福祉部

目 次

◎ 議案関係

1	秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する8条例の改正案の概要について	(長寿社会課)	1
2	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要	(長寿社会課)	3
3	秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例案の概要	(長寿社会課)	4
4	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	7
5	秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	8
6	秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	9
7	秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	10
8	秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	11
9	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	12
10	医療法施行条例の一部を改正する条例案の概要	(医務薬事課)	16

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する8条例の改正案の概要について

長 寿 社 会 課

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）により、次の8省令が一部改正されたことにより、各老人福祉施設及び介護保険施設に係る人員、設備、運営等に関する基準を定める8条例について、所要の規定の整備を行う必要がある。

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (6) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (7) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- (8) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

2 主な改正内容

- (1) 次の各条例に定める施設におけるサービスの提供の方針に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないことと定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととする。
 - ① 秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第115号）
 - ② 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第116号）
 - ③ 秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第117号）
 - ④ 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第121号）

- ⑤ 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第122号）
- ⑥ 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第123号）
- (2) 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第119号）
 - ① 指定訪問リハビリテーション事業所に常勤の医師を置かなければならないこととする。（第52条関係）
 - ② 指定居宅療養管理指導事業者が定める運営規程に定めなければならない事項に、通常の事業の実施地域を加えることとする。（第64条関係）
 - ③ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととする。（第155条関係）
 - ④ その他所要の規定の整備を行うこととする。
- (3) 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（議案第120号）
 - ① 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に常勤の医師を置かなければならないこととする。（第52条関係）
 - ② 指定介護予防居宅療養管理指導の運営規程に定める事項に、通常の事業の実施地域を加えることとする。（第63条関係）
 - ③ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととする。（第148条関係）
 - ④ その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) これら8条例は、平成30年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要

長 寿 社 会 課

1 改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、介護医療院の開設の許可を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

- (1) 介護医療院の開設の許可を受けようとする者から、申請1件につき63,000円の手数料を徴収することとする。（別表関係）
- (2) 介護医療院の入所定員等の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可を受けようとする者から、申請1件につき33,000円の手数料を徴収することとする。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例案の概要

長 寿 社 会 課

1 制定理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、介護医療院の施設に関する基準を定める必要がある。

2 制定手法

介護医療院の「人員」、「設備」、「運営」に関する基準については、平成30年度に限り国の基準省令を都道府県の条例と見なすことができる経過措置が設けられており、これらについては、30年度中に改めて条例を制定することとし、経過措置が設けられていない「施設」に関する基準を先行して制定する。

3 制定内容

- (1) 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。(2)において同じ。）の基本方針を定めることとする。（第2条関係）
- (2) 介護医療院が有しなければならない施設を定めることとする。（第3条関係）
- (3) ユニット型介護医療院の基本方針を定めることとする。（第4条関係）
- (4) ユニット型介護医療院が有しなければならない施設を定めることとする。（第5条関係）

【条例で定めることとする主な基準】

規定事項	基準分類	県基準
談話室、食堂、浴室、調理室等	参 酌	国基準どおり

4 パブリックコメントにおける意見等への対応等

区分	意見等	対応等
パブリックコメント	なし	なし

5 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

介護医療院の創設（地域包括ケア強化法による改正）

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

＜新たな介護保険施設の概要＞

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、「 <u>長期療養のための医療</u> 」と「 <u>日常生活上の世話（介護）</u> 」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

介護保険施設の比較

	介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		I型	II型		
概要	療養病床を有する病院・診療所であって、 <u>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護</u> その他の世話、必要な医療等を提供するもの	要介護高齢者の <u>長期療養・生活施設</u>		要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を目指す施設</u>	要介護者のための <u>生活施設</u>
設置根拠	<u>医療法</u> (病院・診療所)	介護保険法(介護医療院)		介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
配置	医師	48対1(3名以上)	医師:48対1(3名以上)	医師:100対1(1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	6対1 (うち看護師2割以上)	看護職員:6対1 (うち看護師2割以上)	看護職員:6対1	3対1
	介護職員	6対1～4対1 (療養機能強化型では5対1～4対1)	介護職員:5対1～4対1	介護職員:6対1～4対1	
面積	6.4㎡以上	8.0㎡以上※1 ※2		8.0㎡以上※2	10.65㎡以上
設置期限	<u>H35年度末</u>	—	—	—	—

※1 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。

※2 大規模改修まで6.4㎡以上で可。

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正により、共生型障害児通所支援等の人員及び設備に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 指定児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所ごとに、①から③までのいずれか及び児童発達支援管理責任者を置かなければならないこととする。（第5条及び第29条関係）

① 児童指導員

② 保育士

③ アからエまでのいずれかで、2年以上障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る業務に従事したもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（当該課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

エ 文部科学大臣が高等学校卒業生等と同等以上の資格を有すると認定した者

(2) 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業に共生型障害児通所支援を加え、各事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第2章第5節、第4章第5節関係）

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第5章関係）

(4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正により、指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備に関する基準について所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 指定福祉型障害児入所について、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設に関する基準を満たすことをもって、指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなすことを可能とする規定を削除する。（第4条、第5条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正により、共生型障害福祉サービス、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の事業に共生型障害福祉サービスを加え、各事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第2章第2節、第4章第2節、第5章第2節、第8章第2節及び第9章第2節関係）
- (2) 指定就労定着支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第13章関係）
- (3) 指定自立生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第14章関係）
- (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第15章第2節関係）
- (5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正により、指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業者の員数及び設備に関する特例を廃止する必要がある。

2 改正内容

指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業者の員数及び設備に関する特例を廃止することとする。
（第5条及び第8条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正により、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の対象者要件を定める規定を引用する部分を削る等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 多機能型の定義に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく居宅訪問型児童発達支援の事業を加えることとする。（第2条関係）
- (2) 自立訓練（機能訓練）の対象者要件を定める規定を引用する部分を削り、障害種別によらず利用できるものとする。（第35条関係）
- (3) 自立訓練（生活訓練）の対象者要件を定める規定を引用する部分を削り、障害種別によらず利用できるものとする。（第39条関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員に関する基準について所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターに配置するべき職員のうち、看護師であったものを看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に改正する。（第35条、第39条関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

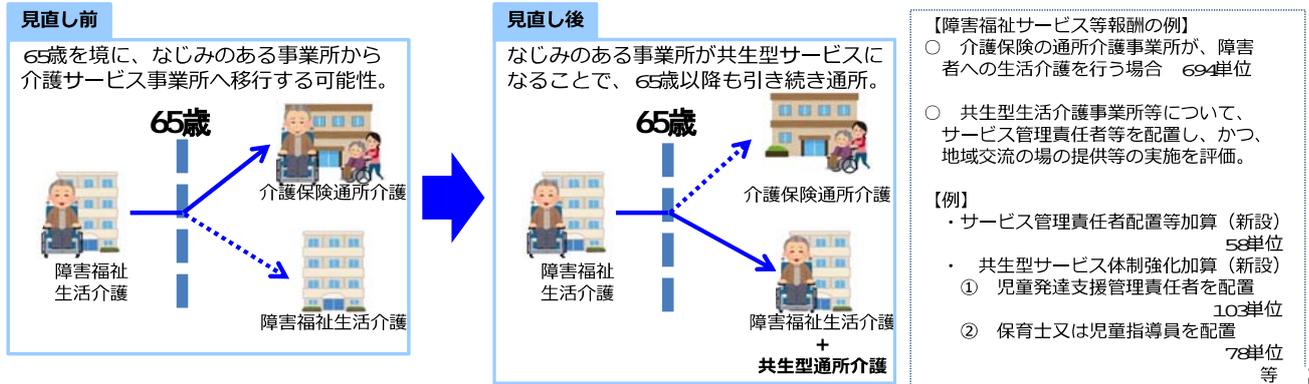
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



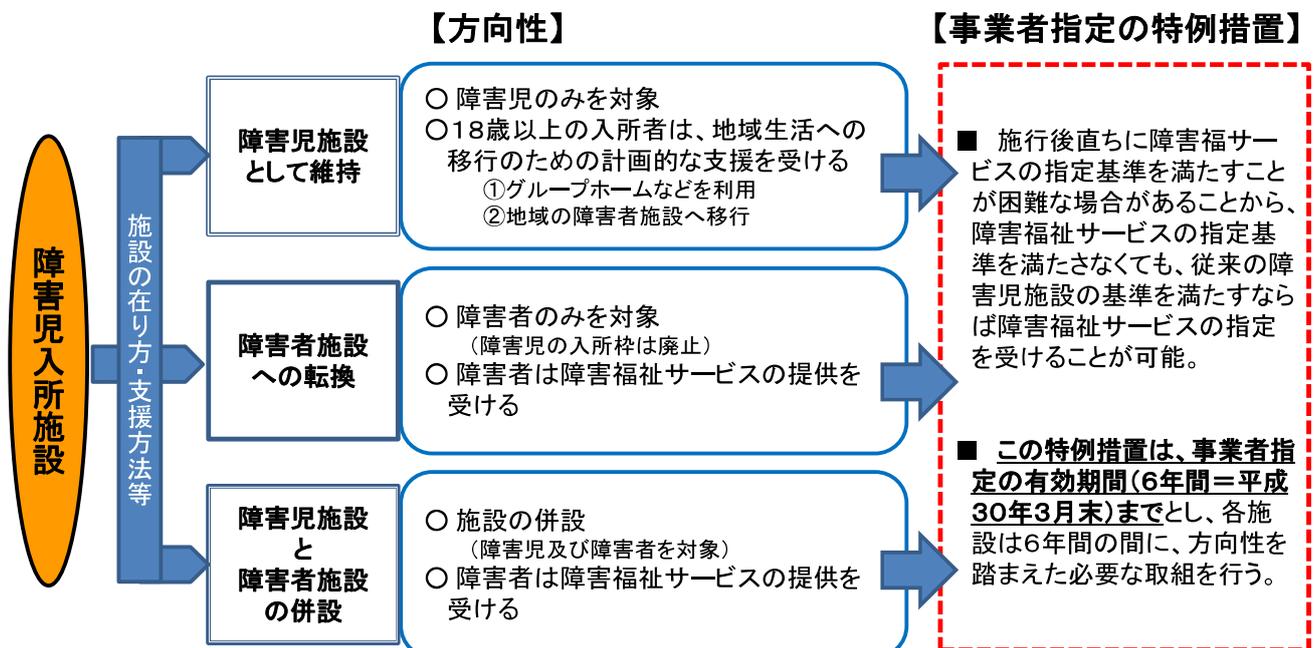
○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



18歳以上の障害児施設入所者への対応

○ 平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、18歳以上の入所者がいる児童施設は、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設へ移行」の3タイプから施設の方向性を選択することとなった。

○ すでに障害児施設に入所している18歳以上の入所者が退所させられないことがないよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たって特例措置を講ずる。



「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

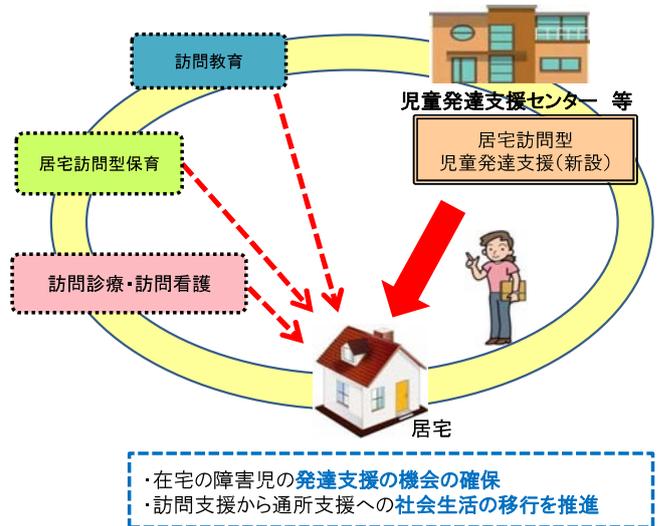
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



「就労定着支援」の報酬の設定

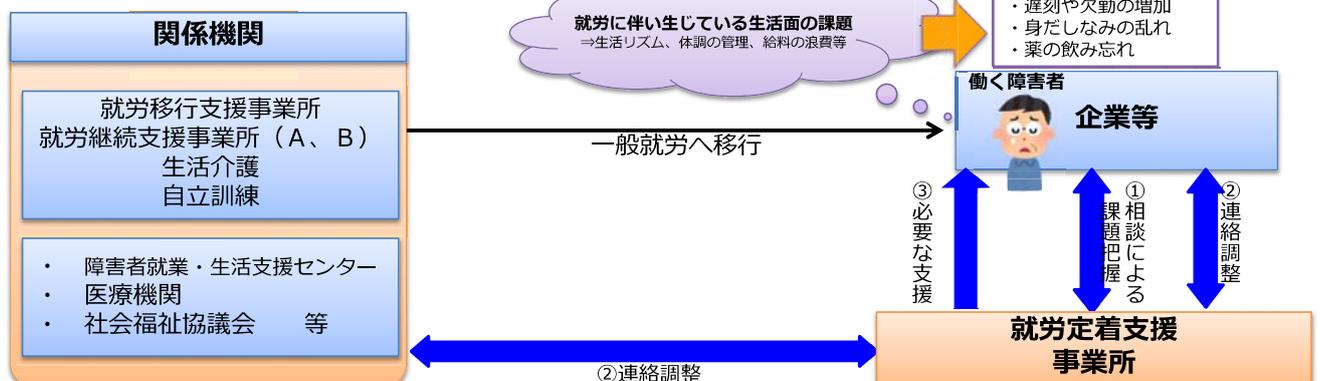
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者等

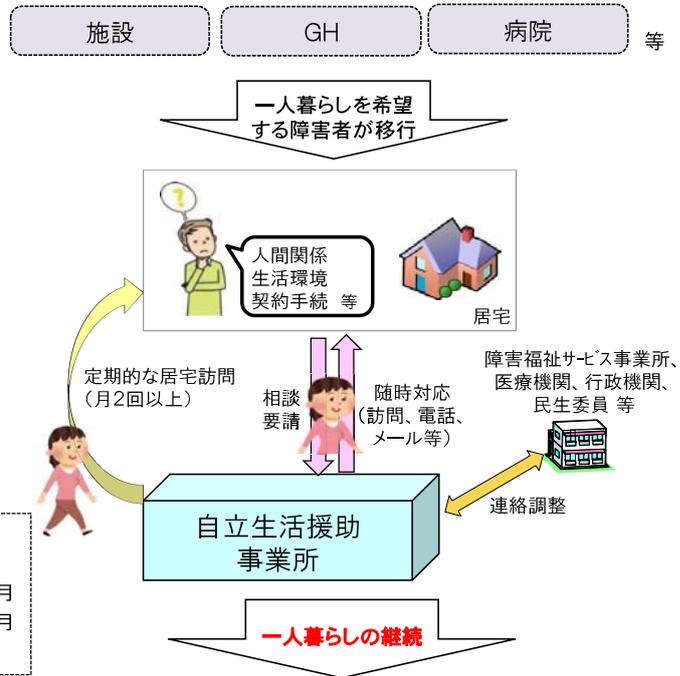
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

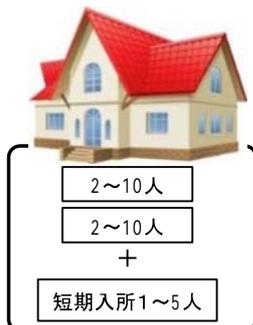
- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
 - (1) 区分6 1,098単位
 - ： 。
 - ： 。
 - ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

医療法施行条例の一部を改正する条例案の概要

医 務 薬 事 課

1 改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正に伴い、病院又は診療所の既存病床数の算定に係る介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数の取扱いについて所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 病院又は診療所の既存病床数の算定に係る介護老人保健施設の入所定員数の取扱いに関する規定を削ることとする。（第3条関係）
- (2) 平成36年3月31日までの間、病院又は診療所の既存病床数の算定において介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなす場合には、規則で定める基準によるものとする経過措置を定めることとする。（附則第3項関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

※1 療養病床について

療養病床には医療保険による医療療養病床と介護保険による介護療養病床があり、介護療養病床は平成36年3月末をもって廃止される。

介護療養病床はそれまでに、介護老人保健施設や平成30年4月から新設される「介護医療院」へ転換するなどの対応をする必要がある。

※2 既存病床の算定について

地域の病床が過剰か不足かについては、既存病床を基準病床と比べることにより判断している。

これまで、医療計画策定時に療養病床であった病床のうち、医療計画期間内に介護老人保健施設に転換した病床については、次期医療計画策定時まで、既存病床として取り扱うこととしていた。

今回、介護療養病床の転換先として新たに「介護医療院」が設けられたことから、「介護医療院」に転換する療養病床について、介護老人保健施設に転換する療養病床と同じ取扱いとするもの。